

## ■申告をしなければならない方

市・道民税申告が必要な方  
(所得税の確定申告を  
された方は除く)

- 令和8年1月1日現在、赤平市に住所がある方
- 令和7年中に農業、営業、不動産、配当、譲渡などで収入があった方
- 生命保険などによる一時金、個人年金、副業収入など、年末調整済みの給与所得以外の収入があった方
- 公的年金恩給(遺族年金を除く)の収入のみで、年金の源泉徴収票に記載されていない控除を受けたい方
- 無収入の方
- 遺族年金・障害年金の収入のみの方
- ※年末調整済みの給与所得と退職所得以外の合計所得が20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です。20万円以下の場合は、確定申告の必要はありませんが市・道民税申告が必要です。

所得税の確定申告が必要な方

- 令和7年中に農業、営業、不動産、配当、譲渡などで収入があった方
- 令和7年中の給与収入が2千万円を超える方
- 年末調整済み給与と退職所得以外の合計所得が20万円を超える方

## ■申告日程・会場について

市・道民税と所得税の申告を市役所コミセン多目的ホールと東公民館にて受け付けます。必要なものを「確認のうえ、お越しください。」

**指定地域**  
混雑緩和のため原則、日程に従い会場いただくこととなりますが、事情があり困難な場合は別の日程でも問題ありません。

※東公民館での相談日は、市役所で受け付けはできません。

### 受付時間

【午前の部】 9時～11時30分  
【午後の部】 13時～16時

※2月23日(祝)は祝日のため受け付けは行いません。  
※2月19日(木)・26日(木)は午前の部のみ  
最終日の3月16日(月)は15時まで受け付けします。

### 夜間も申告できる口

- 3月5日(木) 市コミセン多目的ホール
  - 3月11日(水) 市内全域
- 受付時間 17時～19時  
対象地域 市内全域

### 土曜・日曜に申告できる口

- 2月21日(土) 東公民館(茂尻支所)
  - 3月1日(日) 市コミセン多目的ホール
- 【午前の部】 8時30分～11時  
【午後の部】 13時～15時

月	受付日	指定地域(対象者)など	会場
2月	12日(木)	収入のない方 障害年金や遺族年金を受給されている方 ※所得税の申告については還付申告のみ	市コミセン 多目的ホール
	13日(金)		
	16日(月)	西文京町	
	17日(火)	北文京町	
	18日(水)	東文京町	東公民館 市役所では 受け付け できません
	19日(木)※午前のみ	幸町	
	20日(金)	平岸東町・平岸新光町・茂尻本町・茂尻中央町	
	21日(土)※土曜申告	市内全域	
	24日(火)	平岸曙町・平岸仲町・平岸南町・平岸西町・平岸桂町	
	25日(水)	百戸町・エルム町・茂尻春日町・茂尻新春日町	
26日(木)※午前のみ	茂尻新町・茂尻元町・茂尻栄町		
27日(金)	豊栄町		
3月	1日(日)※日曜申告	市内全域	市コミセン 多目的ホール
	2日(月)	幌岡町・共和町・住吉町	
	3日(火)	昭和町・若木町東・若木町西	
	4日(水)	若木町南・若木町北・東豊里町・西豊里町	
	5日(木)※夜間申告	宮下町 市内全域(17時～19時)	
	6日(金)	桜木町・豊丘町・字豊里	
	9日(月)	字赤平・住友地区・赤間地区	
	10日(火)	字赤平・日の出地区・美園町	
	11日(水)※夜間申告	大町・東大町 市内全域(17時～19時)	
	12日(木)	錦町・本町・泉町	
13日(金)	市内全域		
16日(月)※15時まで			

## 申告にあたってのお願い

- 受付開始直後や日曜日はかなり混雑する傾向があり、平日の日中から夕方までが比較的空いています。混雑時には入場制限を行ないます。あらかじめご了承ください。
- 車で来場する場合は、車内でお待ちいただいても構いません。当日の混み具合を見て判断してください。
- 申告期間中、市のホームページで、確定申告会場の混雑状況をお知らせするページを開示します。
- 申告会場内での書類のコピーは行ないません。申告に必要な書類については、事前にコピーなどをしてください。
- 不動産譲渡所得(土地・建物の売却など)、配当所得(投資信託など)、株式譲渡所得(株の取引)のある方、青色申告をする方、住宅ローン控除を新規に申請する方は、滝川税務署またはe-Taxにて相談・申告をお願いいたします。

### 確定申告会場の混雑状況



■会場の混雑状況はこちらから

## 申告に持参するもの

- マイナンバーが分かるもの  
マイナンバーカード、通知カードなど
  - 身分証明書  
運転免許証、身体障害者手帳、療育手帳、年金手帳、保険証など
  - 令和7年中の収入を示す資料  
(源泉徴収票など)
  - 給与・年金・報酬のある方  
総収入金額および必要経費の内訳を記載した収支内訳書
  - 営業、農業、不動産収入がある方  
令和7年中に支払った社会保険料の領収書
  - 任意継続分、国民年金保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など
  - 生命保険料や地震保険料の控除証明書
  - 医療費の明細書・医療費通知
  - 障害者手帳(身体・療育・精神)
  - 預金口座番号のわかるもの  
通帳やキャッシュカードなど
- ※所得税の納税で口座振替を新規で希望する場合は、振替口座を変更する場合は、銀行印が必要です。

## 寄附金控除の申告

2千万円超の寄附をすると寄附金控除を受けることができます。申告には、寄附先の団体などから交付された寄附金の受領証や領収書など、寄附を行なったことを証明する書類が必要です。控除対象となる寄附金は決まっていますので、寄附金の受領証を確認いただくか寄附先の団体などへご確認ください。

※受領証などは、申告される方が寄附者として記載されているものに限りです。

ふるさと納税については、寄附金受領証明書またはふるさと納税サイトが発行する「寄附金控除に関する証明書」が必要です。(e-Taxの時は添付不要)発行の有無は各サイトで確認してください。

※詳細や寄附金控除に関する証明書を発行できる特定事業者一覧などは、国税庁のホームページでご覧いただけます。

※国税庁ホームページはこちら

